

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業  
に関する基本的な考え方

2025年12月

愛 知 県

## 目次

基本的な考え方 .....	1
1 事業の概要 .....	2
(1) 事業方式 .....	2
(2) 事業計画地 .....	2
(3) 対象施設 .....	2
(4) 事業者 .....	3
(5) 事業期間 .....	3
(6) 事業の範囲 .....	3
(7) 事業者の収入及び費用負担 .....	4
2 要求水準 .....	5
3 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方 .....	5
4 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	5
(1) 募集・選定方法 .....	5
(2) 審査の方法 .....	6
5 応募者等の資格 .....	6
(1) 応募者等の構成 .....	6
(2) 応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業に共通の参加資格 .....	6
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	7
7 今後の予定 .....	7

## 基本的な考え方

近年、全国的に美術館・博物館の収蔵スペース不足は深刻な問題となっており、愛知県においても例外ではない。愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学（以下「県立3施設」という。）の既存の収蔵庫（以下「各本館」という。）はいずれも満杯の状態に近付いている。収蔵庫に美術作品・資料（以下「作品」という。）を保存できなくなると、破損やカビの発生等の危険性が高まり、県民の貴重な財産を守ることが困難になる。表現方法が多様化する中で、現代美術では大型の作品が増加しているなど、今後、各本館では保存が困難な作品も想定される。多様な所蔵品に対して、適切な収蔵環境の確保と効果的な管理方法の構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、県立3施設共通の課題に対するスケールメリットを活かした効率的な解決策として、新たに全国初となる複数施設の美術品等共同収蔵施設（以下「共同収蔵庫」という。）の整備を推進することとし、2025年12月に「愛知県美術品等共同収蔵庫整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を公表したところである。

基本計画においては、単に既存の収蔵機能を補完するだけでなく、将来的な収蔵環境や収蔵需要の変化に柔軟に対応しながら、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の3つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指すこととしている。事業コンセプトを実現するため、以下の機能を備えることとしている。

- ・県立3施設共同の収蔵施設としてスケールメリットを活かして収蔵スペースを確保するとともに、優れた収蔵環境を構築する。
- ・県立3施設の各本館では見ることのできない「美術館活動の裏側」を公開することにより、収蔵庫における保存の取組について学べる機会（以下「教育普及」という。）を提供する。
- ・県立3施設が当面使用しない収蔵スペースを有効活用するため、共同収蔵庫の一部で県立3施設以外の作品も保存できる諸室構成とする。

そこで、愛知県は、愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、共同収蔵庫の施設整備について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間事業者（以下「事業者」という。）が自らの提案をもとに共同収蔵庫の設計、建設を行った後、県に共同収蔵庫の所有権を移転し、維持管理、運営等を行う方式（BT0（Build Transfer Operate）方式）により実施することを想定している。

本事業に関する基本的な考え方は、PFI法第5条に基づく実施方針の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について民間事業者から意見を募り、実施方針に反映させることを目的としている。

## 1 事業の概要

### (1) 事業方式

本事業の実施にあたっては、事業コンセプトに基づき、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を目指すため、設計・建設と維持管理・運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していく。

そこで、共同収蔵庫の施設整備については、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに共同収蔵庫の設計、建設を行った後、県に共同収蔵庫の所有権を移転し、維持管理、運営等を行う方式（BT0 方式）により実施する。

### (2) 事業計画地

共同収蔵庫の予定地は「基本計画」上の計画地（以下「計画地」という。）とする。

計画地は、約 59,000 m<sup>2</sup>の県有地（元愛知県立常滑高校敷地）である。その概要是図表 1 のとおり。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

図表 1 計画地の概要

所在地	常滑市奥栄町 1-168 他	
面積	59,043 m <sup>2</sup>	 敷地地図及び建物配置イメージ
管理者	愛知県	
土地所有者	愛知県	
区域区分	市街化区域	
用途地域	第一種住居地域※	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>周辺の道路状況は以下のとおり。 敷地西側：建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 グラウンド北側（東側）：建築基準法第 42 条第 2 項道路</li><li>既存建築物のない更地部分（グラウンドスペース）を活用する。</li></ul> <p>※2025 年 9 月に、整備計画地周辺の用途地域の見直し等を行い、土地利用の活性化を図る旨が常滑市から発表された。</p>	

### (3) 対象施設

共同収蔵庫に導入する機能は以下を想定している。なお、作品の種類や特徴は県立 3 施設で異なるため、収蔵室及び前室は施設ごとに区画（ゾーニング）することとする。機能別の要求水準等の詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

- 保存

：収蔵室、前室、荷捌場兼作業場、 トラックヤード、修復室、撮影室、処置室

- ・ 教育普及
  - ：収蔵室閲覧ルーム、修復室見学ルーム、レクチャールーム
- ・ 管理
  - ：事務室、エントランスホール、風除室、EV、廊下、階段、WC、機械室、ガス消化ポンベ室

#### (4) 事業者

事業者は、単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）により設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）を想定している。

#### (5) 事業期間

共同収蔵庫の設計・建設期間は3年9か月程度（2027年度～2030年度を想定し、2030年度に施設の完成を予定している）、維持管理・運営期間は20年とする。  
なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

#### (6) 事業の範囲

本事業は、以下に示す①特定事業及び②任意事業により構成される業務を対象とすることを想定している。

「まもる」「ひらく」「つながる」の3つのコンセプトを実現するほか、共同収蔵庫のさらなる魅力向上を図るための積極的な提案を期待している。

##### ① 特定事業

特定事業は以下のアからオまでとする。

なお、ウ及びエのうち、県立3施設の作品の保存は各施設の職員（※）が行うことを想定している。

また、共同収蔵庫の供用開始後、県立3施設がまだ利用しない収蔵スペースが生じることから、当該スペースを有効活用するため、共同収蔵庫の一部において、県立美術館の収蔵環境を活用した収益事業等（以下「営業倉庫」という。）を、付帯業務として想定している。

※愛知県美術館及び愛知県陶磁美術館は地方独立行政法人愛知県美術館機構（2026年4月設立予定）が所管、愛知県立芸術大学は愛知県公立大学法人が所管。

##### ア 統括管理

　　統括マネジメント業務

##### イ 設計・建設

###### (a) 設計業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 各種関係機関との調整業務

- ・設計業務及びその関連業務

(b) 建設業務

- ・建設業務及びその関連業務
- ・什器・備品の調達・整備業務

(c) 工事監理業務

ウ 開館準備（県と協働して実施することを想定）

- ・開館までの施設の維持管理業務
- ・作品移設業務
- ・広報業務

エ 維持管理・運営（県と協働して実施することを想定）

(a) 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・修繕業務
- ・清掃業務
- ・環境衛生管理業務
- ・警備業務
- ・植栽維持管理業務
- ・外構管理業務

(b) 運営業務（教育普及業務）

- ・企画・運営業務
- ・広報業務
- ・来館者対応業務
- ・事業期間終了時の引継業務

オ 付帯業務（営業倉庫）

事業者は、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、提案内容に基づき、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、付帯業務を行う。

## ② 任意事業

事業者は、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、提案内容に基づき、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。

なお、グラウンドに隣接する一部の既存建築物等を使用することができる。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## (7) 事業者の収入及び費用負担

### ① 特定事業

特定事業に係る費用のうち、特定事業契約書に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定している。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

#### **ア サービス購入料について**

県は、特定事業の業務の実施に係る費用を、サービス購入料として事業者に支払う予定である。

ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

#### **イ 付帯業務に係る収入について**

付帯業務として共同収蔵庫の一部未利用スペースを活用する場合、第三者から料金を徴収することができる。

#### **② 任意事業**

任意事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

### **2 要求水準**

県は、事業者によって、特定事業（設計・建設、開館準備、維持管理・運営等）が適切に実施されることを要求水準として定める。

本事業において実施する各業務の詳細な要求性能等については、今後、入札説明書等公表時において示す。

### **3 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方**

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担については、今後、入札説明書等公表時において示す。

### **4 事業者の募集及び選定に関する事項**

#### **(1) 募集・選定方法**

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用することを想定している。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される予定である。

## (2) 審査の方法

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置して実施するものとする。

資格審査においては、応募企業又は応募グループが、「5」に規定する応募者等の資格を満たしていることを確認する。

提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の審査を行う。

## 5 応募者等の資格

### (1) 応募者等の構成

応募者は、本事業に係る業務を実施する予定の応募企業又は応募グループとし、応募グループにより応募する場合は構成企業の中から代表企業を定めるものとする。また、応募時に提出する参加表明書に代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

### (2) 応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業に共通の参加資格

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業は、いずれも、以下のアからクまでの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうちオについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ PFI 法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、会社更生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とする。
- カ 本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者

と資本関係若しくは人的関係において関連しないものであること。「本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人」については、今後、入札説明書等公表時において示す。

- キ 「4 (2)」の委員会の委員が属する組織・企業又はその組織・企業と資本関係若しくは人的関係において関連しない者であること。  
なお、委員については、今後、入札説明書等公表時において示す。
- ク このほか、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業は、県が別途定める要件を満たしていることを要する。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 7 今後の予定

本事業の予定は以下を想定している。

- ・2026年3月3日 「基本的な考え方」に対する意見募集締切
- ・2026年4月以降 実施方針公表、特定事業選定、入札説明書等公表、提案締切、落札者の決定、契約締結